

1 行動計画2028の基本方針

行動計画2028においては、食の安全を確保し、かつ食の安全に関する情報を正しく伝え、信頼を醸成することにより、食に対する安心を得るという方針のもと、次の2つの柱の下に5つの基本施策と12の個別施策を設定し、重点的に取組む施策を総合的に推進します。

●施策の柱1 食の安全の確保

生産から販売に至る各段階において、主に事業者と行政による食の安全確保を推進します。

重点施策：HACCPに沿った衛生管理の定着の推進

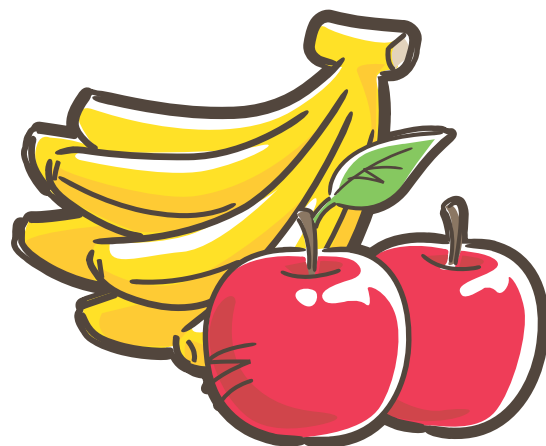
食品の流通、提供形態が多様化する中、事業者が行うHACCPに沿った衛生管理の定着を推進し、食中毒等の危害発生を防止します。

●施策の柱2 食の安全への信頼の醸成

食の安全に関する情報提供を行い、関係者の相互理解を促すことにより、食の安全への信頼の醸成を図ります。

重点施策：食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進

消費者の年齢層などに適した情報媒体を活用し、食の情報を広く発信するとともに、市民の学習機会を提供します。また、食物アレルギーについても消費者や事業者へ適切に情報提供を行います。これらの情報発信を通じてリスクコミュニケーションによる相互理解の促進に繋がります。



施策の柱

基本施策

個別施策



1 食の安全の確保

1 食品衛生対策の推進

1 生産・流通段階における
食の安全の確保

2 製造・加工・調理・販売段階における
食の安全の確保

3 適正な食品表示の推進

2 事業者自らが実施する
衛生管理の推進

4 HACCPに沿った
衛生管理の定着の推進

重点

5 多様化する食品の流通、
提供形態に応じた支援

3 緊急時を想定した対策

6 危機管理体制の整備

7 健康危機管理に対応する人材の育成



2 食の安全への信頼の醸成

4 食の情報バリアフリーに
向けた取組みの推進

重点

8 各種媒体を活用した情報発信

9 市民の学習機会の提供

10 食物アレルギーに関する
情報提供

新規

5 リスクコミュニケーションによる
相互理解の促進

11 関係者間（市民・事業者・行政）
による意見交換の推進

12 市民の意見を反映した施策の実施

2 指標となる目標値の設定

行動計画2028の進捗状況を把握するために、次表のとおり目標を設定します。

	指 標	基準値	目標値 (令和10年度)
計画全体	食品が安全・安心だと 感じる市民の割合	72.2%	80%以上
施策の柱1 食の安全の確保	細菌やウイルスによる 食中毒の発生件数	11件 (過去10年間の平均値)	5件以下
	大規模食中毒 (患者数50人以上)の 発生件数	2件	0件
	HACCPの継続に支援が 必要な事業者の割合	63.3%	40%以下
施策の柱2 食の安全への 信頼の醸成	カンピロバクター食中毒に 気をつけている市民の割合	72.1%	90%以上
	リスクコミュニケーション 事業への参加者数	3,087人	5,000人以上